

新型インフルエンザ等対策業務計画

(平成27年 10月 14日)

電力広域的運営推進機関

目 次

第1編 総則	3
第1節 本計画の目的	
第2節 基本方針	
第3節 業務計画の運用	
1. 業務計画の運用	
2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定	
3. 業務計画の見直し	
第2編 実施体制	4
第1章 平常時の体制	4
第1節 新型インフルエンザ等発生への備え	
第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練	
第2章 発生時の体制	4
第1節 新型インフルエンザ等対策体制	
第2節 対策組織	
第3節 本部の設置および廃止	
1. 本部の設置	
2. 本部の設置基準および設置手続き	
3. 本部の廃止	
4. 本部の設置および廃止に関する本機関内連絡	
第4節 権限の行使	
1. 本部が設置された場合の業務の取り扱い	
2. 本部が設置された場合の権限の行使等	
第5節 本部の分掌	
第6節 指令伝達および情報連絡の経路	
第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携	
第8節 指揮命令系統の明確化	
1. 本部における意思決定等	
2. 本部長等の職務の代行等	
第9節 平常時の体制への復帰	
第3編 感染対策の検討・実施	6
第1章 役職員等への感染予防および事業所内での 感染拡大防止のための措置	6
第1節 平常時の対策	
第2節 発生時の対策	
第2章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防 のための措置	7
第4編 重要業務の継続	7

第1章	発生時の人員計画に関する基本方針	7
第2章	重要業務の選定	7
第1節	業務分類	
第2節	重要業務の選定方法	
	1. 業務分類の基本的な考え方	
	2. 業務遂行にあたっての要員確保の考え方	
	3. 発生段階別の業務の縮小・停止	
第5編	その他	9
第1章	関係機関等との調整	9
別表1	本部の設置基準と手続き	
別表2	本部組織	
別表3	代行順位	
別表4	指令伝達および情報連絡の経路	

第1編 総則

第1節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第9条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、役員、職員等本機関業務に従事する者（以下、「役職員等」）の健康および安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等（感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第6条第7項に規定する新型インフルエンザおよび再興型インフルエンザならびに感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。）が発生した場合、役職員等の健康および安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を停止することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・停止し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第3節 業務計画の運用

1. 業務計画の運用

この業務計画は、特措法および新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。

2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定

政府行動計画における被害状況の想定では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の25%が罹患し、また、一つの流行の波が約2ヶ月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。

本機関においても、政府行動計画の想定に基づき、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、役職員等の最大40%程度が出勤できなくなることを想定した対応が求められる。

3. 業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

第1節 新型インフルエンザ等発生への備え

新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。

また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じて事業の縮小や停止が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、関係する部署は、会員および関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・停止に対する対応等について相互理解を図る。

第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練

役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。

第2章 発生時の体制

第1節 新型インフルエンザ等対策体制

新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、または発生した場合に対処するための体制は、別表1による。

第2節 対策組織

本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」として、「新型インフルエンザ等警戒本部」および「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して本部という。）をあらかじめ別表2のとおり定める。

第3節 本部の設置および廃止

1. 本部の設置

国内外および本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。

2. 本部の設置基準および設置手続き

本部の設置基準および設置手続きについては、別表1のとおりとする。

3. 本部の廃止

本部の長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなると認めるときは、本部を廃止する。

4. 本部の設置および廃止に関する本機関内連絡

本部の設置および廃止に関する本機関内連絡は、別紙4のとおりとする。

第4節 権限の行使

1. 本部が設置された場合の業務の取り扱い

本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。

2. 本部が設置された場合の権限の行使等

本部が設置された場合、本部の長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

第5節 本部の分掌

本部は、別表2に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。

第6節 指令伝達および情報連絡の経路

本部が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表4のとおりとする。

第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省および外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体ならびに会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、連携を図る。

第8節 指揮命令系統の明確化

1. 本部における意思決定等

業務上の意思決定者である対策組織の長が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。

2. 本部長等の職務の代行等

発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。

なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引き継ぎを行う必要はない。

第9節 平常時の体制への復帰

国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 役職員等への感染予防および事業所内での感染拡大防止のための措置

役職員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

第1節 平常時の対策

1. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
2. マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄する。
3. 特措法第28条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。

第2節 発生時の対策

1. 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。
2. 手洗い、うがいの励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。
3. うがい薬、手指消毒剤等を各部に配付する等感染拡大防止対策を実施する

第2章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置

海外勤務、海外出張する役職員等およびその家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等およびその家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

本機関は、役職員等の健康および安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応および業務の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・停止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

第2節 重要業務の選定方法

1. 業務分類の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。

新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）および政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている業務の継続に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活および国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要な不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する

なお、優先業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。

業務分類		主な業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）
		広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）
	優先業務	事業継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務

2. 業務遂行にあたっての要員確保の考え方

当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。

3. 発生段階別の業務の縮小・停止

勤務体制の変更、業務の縮小・停止については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。

ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・停止を判断し、臨機に対応する。

発生段階	前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内拡大期	まん延期	回復期	小康期
感染スピード（目安）	—	0～	2週間後～	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—
本機関内想定欠勤率	—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%
本機関内体制（対策組織）	—	警戒本部	対策本部				
業務区分	重要業務	通常通り		業務継続			通常通り
	縮小・停止業務	通常通り	停止準備（一部）	社会情勢を踏まえて縮小・停止			順次再開

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(別表1) 本部の設置基準と手続き

名称	設置基準	設置手続き及び本部長
新型インフルエンザ等警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「第一段階（海外発生期）」への移行を宣言する場合 （海外で新型インフルエンザ等が発生した場合） 	総務部長が上申し、総務部管掌理事が決定。 総務部管掌理事が本部長となる。
新型インフルエンザ等対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合 （国内で新型インフルエンザ等が発生した場合） ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、かつ本機関役職員等が海外で罹患した場合 	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が決定。理事長が本部長となる。

本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部または対策本部を設置する場合がある。

(別表2) 本部組織

	担当部門		役割	
	警戒本部	対策本部	警戒本部	対策本部
本部長	総務部 管掌理事	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定	
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	
総務班	総務部 (班長：総務部長)		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保	
支援班	企画部 計画部 (班長：計画部長)		設置しない	①総務班支援
需給班	運用部 (班長：運用部長)		①通常業務を維持	

(別表3) 代行順位

本部	上申者	発令者・本部長
警戒本部	第1代行：運用部長 第2代行：計画部長 第3代行：企画部長	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事
対策本部	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事 第2代行：運用部を管掌する理事 第3代行：計画部を管掌する理事

(別表4) 指令伝達および情報連絡の経路

